

令和4年3月22日
京都市上下水道局
総務部契約会計課

現場代理人の常駐義務の取扱いについて

一定の条件の場合に緩和されている現場代理人の常駐義務について、この度、様式及び事務手順を変更いたしますので、お知らせします。

当該条件については、平成28年5月31日付通知から何ら変わるものではありませんので、ご注意ください。

1 従来の事務からの変更点

- (1) 「現場代理人の兼任に係る依頼書」を、「現場代理人の兼任に係る誓約書」（以下、誓約書という。）に変更し、兼任を承認する通知書を廃止します。
- (2) 押印は、代表者印に代えて現場代理人印でも可とします。

2 他の工事現場との兼任を認める条件

以下の条件を全て満たしており、兼任する他の工事においても常駐又は専任義務が課されていないこと。

- (1) 請負代金額（税込）が3,500万円（建築一式工事は7千万円）未満の工事である。
- (2) 工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、工事担当課との連絡体制が確保されること（工事担当課又は監督員と常に携帯電話等で連絡を取れ、かつ、工事担当課又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。）。
- (3) 兼任する工事の合計が3件以内であり、かつ、兼任する工事の現場がいずれも本市域内であること。

※ 「京都市上下水道局工事請負契約約款第12条第3項の取扱いについて」（平成23年5月25日決定令和3年4月1日一部改正）に定める期間は、「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がないものとして取扱う。

3 誓約書提出に係る事務手順

2の工事について、各工事の発注者の許可を得たうえで、全ての工事の担当課に提出してください。

4 実施時期

令和4年4月1日から実施します。